

令和6年度 第1回 岡谷市国民健康保険運営協議会会議録

期 日 令和6年8月29日（木）午後7時00分～午後8時05分

場 所 岡谷市役所 9階大会議室

出席者 運営協議会委員

岩本 吉夫、藤森 崇之、林 幸夫、上沼 縁、山岡 範子、野村 忠利、
早出 啓子、池波 寛、黒岩 隆幸、五味 一人 10名

市側	市民環境部長	城田 守	
	医療保険課長	小松 久志	
	医療保険課国保主幹	河西 龍平	
	〃 医療主幹	伊藤 和彦	
	税務課副参事	長石 成久	
	医療保険課主査	北澤 優子	
	〃 主事	矢花 廉	7名

開会 午後 7時00分

◎開会の宣告

[小松課長] 皆様、こんばんは。本日は、お忙しい中お越しいただきありがとうございます。私は、医療保険課課長の小松でございます。本日、会議にあたりまして正副会長が選任されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただ今から、令和6年度第1回国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日の会議予定ですが、おおむね1時間少々を予定させていただいておりますのでよろしくお願い致します。

本日は、会長、副会長の選出をお願いした後、市の決算議会での審査に先立ち、委員の皆様へ令和5年度岡谷市国民健康保険事業の決算状況について報告させていただく予定であります。

なお、決算状況等につきましては、議会での認定前の数字であるため、委員会を公開することによって、数字が一人歩きなどして、無用に市民の混乱を招くことにもなりかねませんので、非公開で開催したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

－異議なしの声－

[小松課長] では、そのようにさせていただきますので、よろしくお願い致します。

なお、本日お配りしてあります資料につきましては、記載された数字など、あくまで現時点の見込みや公表されていないものもございますので、取り扱いには十分ご注意くださいようお願い致します。

◎市民憲章の朗読

[小松課長] 会議に先立ちまして、岡谷市民憲章の唱和を行います。皆様ご起立いただきたいと思っております。

皆様の机の上にお配りしました会議次第の右側に岡谷市民憲章が載っておりますので、お手にとってご覧ください。

医療保険課矢花主事が前文を朗読しますので、「わたくしたちは」からご唱和ください。

〔市民憲章朗読〕

[小松課長] ありがとうございます。皆様、どうぞご着席ください。

◎部長挨拶

[小松課長] それでは、次第に沿って進めさせていただきます。城田市民環境部長より皆様にご挨拶を申し上げます。

[城田部長] 改めまして、皆様、こんばんは。市民環境部長の城田と申します。よろしく願いたします。本日は、令和6年度第1回岡谷市国民健康保険運営協議会に、ご多忙中にもかかわらず、ご出席いただきましてありがとうございます。また、台風が接近し、足元が悪い中ご出席いただきありがとうございます。

本協議会では、平成30年4月からの都道府県化に伴う税率の改定に際し、昨年度も、ご協議、そして答申をいただくなど、大変お世話になり、改めまして感謝申し上げます。

さて、本日は、9月に予定されております市議会での令和5年度決算認定に先立ちまして、岡谷市国民健康保険事業特別会計の決算状況等についてご報告させていただくため、お集まりをいただいたものであります。

決算の概要としましては、収支の上では約1億円の黒字、実質的な単年度収支では約643万円の黒字となったところであります。しかしながら、医療費の増加は国保ばかりではなく、全国的な傾向でありまして、国保財政運営は、被保険者数の減少もあり、依然として厳しい運営が続くという状況に変わりがないものでございます。詳細につきましては、後ほど担当よりご報告させていただきますので、よろしく願いたします。

委員の皆様におかれましては、岡谷市国保がより健全で、安定的な事業運営に向けて、今後とも絶大なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いたします。

◎自己紹介

[小松課長] 本日の会議は、本年度最初の会議となります。また、被用者保険代表の委員ですが、前任のニデック健康保険組合の後藤様が退任され、新しい委員が着任しておりますので、委員皆様の自己紹介をお願いいたします。

[自己紹介]

[小松課長] なお、新委員のエプソン健康保険組合の黒岩委員は4月1日付けで着任しておりますので、すでに委嘱状は交付済みでございます。

◎異動職員の紹介

[小松課長] 続きまして、異動の職員、事務局職員の紹介をさせていただきます。

まず初めに、異動職員の紹介を私からさせていただきます。税務課副参事長石成久が着任しております。

[自己紹介]

◎会議成立の宣言

[小松課長] 続きまして、本日の会議の成立でございますが、本日は、鮎澤委員が欠席となっております。委員10名出席いただいております。過半数を超えておりますので、岡谷市国民健康保険協議会規則第6条第1項により会議が成立していることを宣言いたします。

◎会長、副会長選出

[小松課長] 次に、会長、副会長の選出でございますが、岡谷市国民健康保険運営協議会規則第4条第3項に「会長及び副会長の任期は、1年とする。」とあり、昨年

度に出選していただいた会長、副会長につきましては任期が終了しておりますので、ここで新たに選出をお願いいたします。

また、同条第2項に「会長及び副会長は、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。」とございます。従いまして、慣例によりますと、林委員、上沼委員、山岡委員の3人のうちから選出していただくこととなります。公益代表委員の3名には事前の協議により案をお決めいただいております。この協議会にお諮りし、ご承認をいただいで決定としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

－異議なしの声－

[小松課長] それでは事務局から事前協議結果の報告をいたします。

会長 林委員、副会長 山岡委員とする案に決まりましたのでご報告いたします。

ここで全委員の皆様のご承認をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしければ拍手をもってご承認いただきますようお願いいたします。

－拍手－

[小松課長] ありがとうございます。それではここで、お二人を代表しまして、林会長より挨拶をお願いいたしたいと思っております。

[林会長] それでは会長といたしまして一言ご挨拶させていただきます。

公益代表委員の3人で事前に協議をしまして、会長を引き受けることになり、皆様のご承認をいただきました林です。

国保会計の健全運営、市民の健康増進などのため、皆様のご協力をいただきながら、有意義な協議会となるよう努めてまいります。

皆様のご協力を切にお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

[小松課長] ありがとうございました。

それでは、正、副会長が決まりましたので、これからの進行を、会長にお願いしたいと思います。会長は、会長席へご移動をお願いいたします。

<司会交代>

- [林会長] それでは、これから先、私が協議会の進行を務めさせていただきます。
まず、規則第8条による会議録署名委員の指名であります、本日の会議の署名委員を岩本委員、池波委員のお二人をお願いいたします。

◎協議事項

- [林会長] それでは次第4、令和5年度の国民健康保険事業特別会計の決算状況について、事務局より説明をお願いいたします。

- [河西主幹] それでは、「R6.8.29 第1回運営協議会資料」という目次のついた資料をもとに、令和5年度岡谷市国民健康保険事業特別会計の決算の概要等につきましてご説明いたします。

資料1をご覧ください。こちらは、国保被保険者の年齢別階層と所得階層別の構成表になります。上の表でございますが、20歳ごとの年齢別の部分であります。構成比で見ますと、60歳から74歳の方が令和5年度では59.4%の構成比となっております、岡谷市国保加入者のおよそ6割が60歳以上という状況となっております。

また、一番下の被保険者の所得階層別構成表では、所得が100万円以下にあたる方が全体の47.7%を占めるような状況となっております。

こちら上段の2つの表が、令和5年度の被保険者数が8,040人となっておりますが、こちらは平均となっております、10月1日現在の数となります。一番下の表は合計7,805人となっておりますが、令和6年3月31日現在の岡谷市国保の被保険者数となります。

続きまして資料2をご覧ください。

資料の左側が、国保特別会計の歳入、右側が歳出の表になります。下の方に収支を記載してございます。

次のページの資料3でございますが、平成26年度からの年度別の決算推移を記載してございます。前年度との比較や割合も記載してございますので、資料に併せてご覧いただければと思います。

まず資料2を説明させていただきます。

国保の運営は、平成30年度からの都道府県化によりまして、被保険者から徴収した国保税を原資として、歳出の3款、国保事業費納付金を県へ納めます。

被保険者の医療費である保険給付費、歳出の2款を支出して、県から給付に見合った保険給付費交付金を歳入の4款、普通交付金を収入するという構造に

なっています。

まず、歳入から説明させていただきます。

1 款、国民健康保険税では、収入済額 8 億 2,247 万 3,193 円で、前年度との比較で約 2,764 万 5 千円の減、予算との比較では約 62 万 9 千円の増となっています。国保税率につきましては、令和 4 年度から据え置いております。令和 5 年度の収納率は現年分と滞納繰越分の全体で 86.6%、前年度から 1.2%減となりました。

続きまして歳入の 4 款、県支出金の普通交付金をご覧ください。こちらは歳出の 2 款、保険給付費のうち出産育児一時金や葬祭費などを除く全額が県から交付されているものとなります。保険給付費が減少していることに伴いまして、歳入の普通交付金も、前年度比で約 3,100 万円の減であります。予算に対しても 2 億 8,000 万円の減となっており、見込みより少ない執行となっています。

5 款、繰入金は、一般会計からの繰入金であります。市町村国保の財政基盤の安定に資するため、低所得者の保険料軽減相当額と低所得者の人数に応じて国、県、市からの公費負担を受けている等の内容となります。

歳入合計は、左側下段の歳入②計をご覧ください、42 億 5,081 万 2,724 円となりました。前年度対比で約 7,534 万 6 千円、1.7%の減となりました。

続きまして歳出でございます。

2 款、保険給付費の決算額は、29 億 7,593 万 8,080 円で、対予算で約 2 億 8,900 万円減の執行です。また、前年度に比べ約 3,103 万 8 千円、1.0%の減となります。保険給付費の支出が減となった要因としては、後段の医療費の資料で説明いたします。

3 款、事業費納付金は、県が市町村ごとに納付額を決める納付金で、決算額は 10 億 2,247 万 2,468 円となり、前年度に比べ約 4,579 万 2 千円、4.3%の減となりました。

4 款、保健事業費については、決算額が 5,686 万 7,937 円で、特定健診等の事業費やデータ分析等に基づく各種保健事業を実施したもので、前年度に比べ約 667 万 4 千円、13.3%の増となりました。

保健事業費につきましては、データヘルス計画策定の委託料や特定健診受診率が上がったことにより、需用費や医師会への委託料が増えたことによるものであります。

歳出合計は、左側下段の歳出②計をご覧ください、41 億 5,044 万 8,227 円で、前年度対比で約 8,174 万 3 千円、1.9%の減となりました。

国民健康保険特別会計は、実質収支で 1 億 36 万 4,497 円の黒字、繰越金と基金積立金を除いた単年度収支では、約 643 万 359 円の黒字となりました。

実質収支は、前年度までの収支の累計でありまして、単年度収支は、前年ま

での実質収支である繰越金を差し引くことにより、今年度の純粋な収支ということになります。

資料1番下の基金残高でございますが、令和5年度末で、9,030万7千円となっております。

続きまして資料4をご覧ください。こちらは、国保加入者一人当たりの医療費の推移をお示しさせていただいたものです。令和5年度は現段階では、国保連合会の速報値により作成しておりますので、傾向を見ていただければと思います。岡谷市は、431,408円となっております、前年度比で20,696円の増です。

岡谷市は、過去15年くらいを見ましても平均して高い方の順位となっております、令和5年度の速報値では、19市の中では5番目となっております。19市全体の年平均を見ると、417,256円でございます、年々一人当たり医療費は上昇している傾向が続いています。

続きまして資料5をご覧ください。療養給付費等の状況で、医療費に関する月毎の支出の状況をこちらのグラフで示させていただきました。令和元年度から令和5年度までの給付状況でございます。水色が令和5年度のラインとなっております。

新型コロナウイルス感染症の流行以前と比べると、年間の保険給付費は約10.2%減少しました。感染症の影響も一時期にはあったと考えますが、大きな要素としては、国保の被保険者数の著しい減少が影響していると考えております。団塊の世代が75歳を迎え、国保から後期高齢者医療への移行時期となっているためであります。

また、令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが5類となり、変更後は季節性インフルエンザなどと同様に健康保険の適用で、自己負担いただくことが基本となりました。

医療費については、先ほどもありましたように、被保険者数の減少で減っているように見えますが、1人あたりにかかる医療費は増え続けています。実質的には増えているということになります。

以上が決算の報告となります。

続きまして資料6をご覧ください。国保が行う事業の中では非常に大きなウエイトを占める保健事業、特に特定健診は、保健事業の中心となる大きな事業です。国では、健康寿命の延伸や生活習慣病等による医療費増加の抑制のために、特定健診受診率の目標値を定めており、市町村国保の受診率目標値は60%となっております。

岡谷市でも、特定健康診査等実施計画を定めた際、年度ごとの受診率目標値を設定しました。令和5年度における目標値は60%です。平成20年度に特定

健診が始まってから、毎年、受診率は少しずつ向上していますが、目標値には達していないという状況です。本日は少しお時間をいただきまして、岡谷市の取組について紹介させていただければと思います。

次のページの生活習慣病につきましては、昨年策定しましたデータヘルス計画にもありますとおり、岡谷市では、70歳以上の方の70%以上が有病しています。医療費も50%以上が生活習慣病医療費です。若いうちからの早期発見、早期受診が重要となります。

次のページの特定健診、特定保健指導は、生活習慣病に着目した健診として平成20年度から始まりました。対象者は40歳以上75歳未満で、検査項目ご覧のとおりです。実施市町村で独自に定めることができる項目はございますが、基本的な項目は決まっております。

次のページの特定健診受診率向上のこれまでの取組ですが、岡谷市では、これまでご覧のような取組を経年で進めております。どうしても受診率という結果にばかり目がいきがちですが、受診率は20%から30%台であり、平均受診率が高い長野県の市町村の中でも苦戦してきた部分です。国保加入者の平均年齢の上昇と健康意識の高まりも大きいですが、こうした取組もありまして、徐々に30%を超える受診となってきました。

国の制度の中では、保険者努力支援制度というものがあります。さまざまな評価項目の評価点数に応じて国や県から交付金が算定されるという制度です。特定健診についても受診率に応じて加点、減点がされるようになっていきます。ただ結果ばかりの評価ではなく、今までの取組の中でも、若年層の受診を促す休日健診や、個人へのインセンティブの制度として健康ポイントの付与すること等、取組が評価加点となっている部分もあります。

国として重視すべきポイント、受診率を上げたいという部分が大きな目標であります。若年層への受診を促す取組や、がん検診などとの同時実施など、そういう項目が盛り込まれていますので、いかに効率的に施策を実施していくかが大きなポイントとなります。

次のページになりまして、岡谷市の実際の取組につきましては、令和4年度からAIによる受診勧奨事業の開始というのがあります。これまでも受診勧奨はやっていましたが、令和4年度から委託業者を変えまして、取組を進化させています。受診率を上げるノウハウをしっかりと聞き取るなかで、数年単位での取組と評価のサイクルで進めています。

大きなポイントとして、継続受診対策と若年層受診対策があります。継続受診対策は、3人に2人は受けていないという未経験者の掘り起こしから始めています。1年受けていただければ、翌年も受けていただく、リピート受診をしていただく。3年連続受けていただくと連続受診者となります。健診受診を習

慣化してもらう方を増やすことが受診率を上げること、その受診率を維持していくことにつながっていきます。

昨年から、今年健診を受けないと、来年は受診券が送られませんという周知をしました。そこで昨年は、結構な反応がありまして、これまで何年も受けていない方が多く受診されました。保健指導の対象者も増えて、未経験者の掘り起こしという部分では手始めでありましたが、一定の掘り起こしができたと思います。

今年は、周知したとおり、昨年受けた方には、すぐに受けられる受診券一式をお送りしました。未受診者の中には、人間ドックを受けている方もいますので、特定健診は不要という方もいらっしゃると思いますが、人間ドックは特定健診受診者としてカウントできますので、未受診者全体として人間ドックも含めていかに継続受診につなげていくか、最初から受診券は送らないが、未受診者にいかに効果的な勧奨ができるかが重要だと考えました。ノウハウがある業者さんと大判のパンフレットを作成しました。封筒よりも開封率が高いと言われる圧着タイプのダイレクトメールにしまして、手にとっていただく、開いてみていただくことを考えました。内容は、受診券の申し込みから受診までの手順を簡潔に説明したパンフレットとなっております。

若年層受診対策では、今年から40歳になる方には受診券をお送りしています。また受診勧奨も40歳になる方へは特別な通知をお送りしています。その他、受診券の申請に電子申請の活用も始めています。100件以上の申し込みがありました。いつでもどこでも24時間予約できるという受診しやすい環境の整備がこれからは重要になってまいります。その他、SNSや予約システムの活用は今後の課題となっております。

次のページは、受診率の推移をお示ししております。このようにこれまでの取組を少しずつ変化させながら、また進化させながら、効果的な勧奨事業になるように進めております。

最後に、近年5年間の受診率の推移、年代別の受診率、それから受診勧奨事業の中で成果とされる、未経験者と不定期受診者の受診率の変化を掲載しました。令和5年度受診率は、前年の40%から47.1%に上がる見込みです。

受診率という数字がすべてではありませんが、保険者としては、まずは自身の健康を把握すること、ひとりでも多くの方に健康を意識していただいて、その健康を保持していただくことが大きな仕事でありますので、その成果が受診率だと考えています。受診勧奨は保険者の取組ですが、健診をしていただいている医療機関の皆様の協力があってこそでございます。関係者の皆様に感謝申し上げます。資料6については以上となります。

資料7につきましては、令和5年度の行政報告書の医療保険課部分の抜粋で

す。後期高齢者医療保険と福祉医療についても記載があります。また参考にご覧ください。

以上、資料をもとに令和5年度の決算の状況等についてお話をさせていただきました。

[林会長] ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、質問、またご意見等がありましたらお願いいたします。

[〇〇委員] 2点お願いします。1点目に、国保の被保険者の人数は、岡谷市の人口に対してどのくらいの割合いるのかお伺いします。

2点目は、資料4の国保一人当たりの医療費の推移について、岡谷市は他市と比べて高い順位となっておりますが、原因や背景はあるのでしょうか。

[河西主幹] まず、国保の加入割合になりますが、資料7の行政報告書の第3、主要な統計、行政資料等の項目に記載があります。国保加入数は7,805人、人口46,799人、国保加入割合は16.7%となっております。世帯では、25.6%が加入世帯となります。

[小松課長] 2点目の質問になりますが、19市の一人当たりの医療費の推移ですが、ご指摘いただいたとおり、岡谷市はずっと一人当たりの医療費が高い状況が続いております。この要因は、まず一点は、岡谷市の74歳までの高齢者の割合が、他の市町村と比べると高い状況で推移してきております。徐々に他の市町村も高齢化率が岡谷市に追いついてきている状況ではございますが、依然、岡谷市は高齢化の比率が高くなっております。年齢が上がれば上がるほど医療費は高くなりますので、それが一つの要因となっております。

また、疾病等の状況を見てまいりますと、心臓病や脳血管疾患等につきまして、若干他の市町村よりも高い状況となっております。そういった疾患は医療費も比較的高くなりますので、医療費を引き上げている要因として考えられます。

また、糖尿病に関する治療、特に透析につきましては、岡谷市は他の市町村と比べ高い数値が出ておりますので、医療費を引き上げている要因と考えられます。

ただ、医療費は様々な要因がございますので、必ずしも今申し上げた要因だけではありませんけれども、そのような分析をしているところであります。

[林会長] よろしいでしょうか。それでは、令和5年度の国民健康保険事業特別会計の

決算状況について、本協議会では、報告を受けたということによろしいでしょうか。

－異議なしの声－

[林会長] それでは、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

[林会長] 続きまして、次第5、国保税納付回数の変更について事務局から説明をお願いします。

[河西主幹] 資料8をご覧ください。

国保税と後期高齢者医療保険料は毎年算定をしております、その算定は、住民税の所得、課税状況が基礎となっております。こちらは、6月頃まで確定しないため、当該年度分の保険税額は年度当初には確定することができません。

このため、普通徴収は現在12回、4月から3月までの納期を定めています。支払い方法は、納付書払いか口座引き落としです。普通徴収のほかに、特別徴収というものがあり、こちらは年金から天引きのこととなります。今回お話しさせていただくのは、普通徴収のこととなります。

普通徴収につきましては、前年の所得の確定による保険税額が確定するまでの間、暫定的に前年度分の保険税額を基礎として、保険税額を算定、暫定賦課し徴収できるとされています。一般的に普通徴収においては、6月、7月に前年の所得が確定したところで賦課をします。そこから翌年の2月、3月までに分けて納めていただくというのが通常でございます。徴収の特例において、暫定賦課を岡谷市国保、後期高齢者医療保険では行っております。

しかしながら、暫定賦課期間中の税額については、前年の所得に応じて算定した税額ではないことから、6月までの税額と前年の所得に応じて算定した7月以降の税額に大きな差が出る場合があります。例えば、前々年から前年の所得が大きく減少した方については、6月までに多額の税を納めていただいて、7月以降に本来の税額との差額を還付するなどの対応をしております。納税者にとって、非常に分かりづらい制度となっており、計算過程についても問い合わせが多くなっております。

今回、介護保険が来年度から暫定賦課を廃止し、納期回数を12回から9回に変更する方針が決まっております。同じ社会保険料であります国民健康保険税、後期高齢者医療保険料におきましても、同様の対応で暫定賦課を廃止し、納期回数を12回から9回に変更をします。納付スケジュールについては、7月から3月までの9回に分けて納めていただきます。納税通知書につきまして

も、7月になってから確定した所得で計算されるというところがございます。納税者にとって理解のしやすい賦課となります。

こちらは、令和7年度の課税分から実施してまいります。納付回数は12回から9回に変更し、納期は7月から3月までの初日から末日までとなっております。12月は25日が納期限です。

また、諏訪地域国保の暫定賦課の状況ですが、諏訪市、茅野市はすでに廃止しており、下諏訪町、富士見町、原村は同じように令和7年度から廃止予定となります。長野県でも、19市中15市がすでに廃止をしております。

今後の予定ですが、市議会9月定例会に条例改正案を上程する予定です。また、12月から広報おかや等で周知をしていく予定です。

説明は以上となります。

[林会長] それではただいま事務局の方から説明がありましたが、質問、またご意見等がありましたらお願いいたします。

[〇〇委員] 12回で納めていたものが9回となるということは、1回あたりの納付額は増えていくという認識でよろしいでしょうか。また、その手続きに係る諸経費がどのように変化していくのか教えてください。

[河西主幹] まず、納付回数が減ることで1回あたりの税額が増えるのではないかとということがございますが、単純に割り返しますと1回あたりの納付額は増えてしまいます。私どもの方で試算したところ、国保はおおむね7割くらいの方が普通徴収にあたり、1回あたり約500円から2,000円ほど増える方が多くなっております。年間の税額は暫定廃止によって変わることはありませんが、1回あたりの税額は少し増えてはしまいます。

後期高齢者医療保険料については、特別徴収の方が多く、普通徴収は3割くらいとなっております。同様に、1回あたり約500円から2,000円くらい増える方が多くなる見込みです。

1回あたりの納付額が増えたことにより、納期限までに納めることが難しいという方については、現在も行っているとおり、納税相談をしていく対応をとっていきます。

続いて諸経費に関しましては、暫定賦課を行っている場合は、年2回納税通知書を発送しております。委託費等の経費がかかっています。国保は約300万円の経費削減となります。後期高齢者医療保険は約30万円の経費削減となります。

[林会長] その他よろしいでしょうか。それではただいま、令和7年度からの国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の納付回数の変更について、実施を予定しており、9月議会に条例改正案を提出したいとの報告がありました本協議会では、報告を受けたということでもよろしいでしょうか。

－異議なしの声－

◎その他

[林会長] その他について、事務局から一括で説明をお願いします。

[河西主幹] その他でございますが、資料9をご覧ください。

健康保険証の新規発行の停止についてでございます。以前から国の方から周知されている部分ではございますが、令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行はございません。詳しく説明させていただきます。

令和6年12月2日以降、マイナンバーカードが健康保険証と一体化し、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行します。マイナ保険証とは、健康保険証として使用するための利用登録が済んでいるマイナンバーカードのことです。

下の表は国保のスケジュールでございまして、令和6年7月に最後の保険証をお送りしております。また、この時に周知のチラシと、マイナンバー下4桁の資格情報のお知らせを一斉に送付しております。有効期限は来年の7月31日となります。12月1日まで、今と同じの対応となります。

12月2日以降は、保険証の新規発行は停止となります。紛失等による再発行を含め、新たな保険証は交付されません。新たに国保に加入される方や、再発行する方、70歳になる方については、その時点でマイナ保険証をお持ちの方には、資格情報のお知らせが交付されます。マイナ保険証をお持ちでない方については、資格確認書が交付されます。

資格確認書は、資料の右側に現物の予定を載せてありますが、今の保険証と同じ大きさ、カードタイプとなる予定です。記載内容は、現在の保険証と同じで、被保険者番号等が記載されます。資格確認書の有効期限は1年間となっております。

資格確認書は、12月2日時点で皆さんに送られるわけではなく、12月2日以降新しく国保に加入する方、保険証を紛失した方等のうち、マイナ保険証をお持ちでない方に発行されます。この時点では、まだ令和6年8月に発行した保険証が令和7年7月末まで有効ですので、マイナ保険証をお持ちでない方

も今の保険証は令和7年7月末まで使用いただけます。来年の7月31日に今の保険証が使用できなくなりますので、マイナ保険証をお持ちでない方については、資格確認書を一齐に職権にて交付します。その後は、資格確認書の有効期間は1年間となっており、当面の間、マイナ保険証をお持ちでない方は、毎年、資格確認書を職権で交付します。

こうした内容が現在までに決まっておりますので、このような日程で進めていきたいと思っております。

最後になりますが、研修のお知らせとなります。9月19日に茅野市にて諏訪地域研修会が開催されます。長野県国民健康保険室の職員の方がいらっしゃいまして、これからの国保の運営方針を説明いただきます。本日お配りしました長野県国民健康保険運営方針について、質問等ございましたら、当日お持ちいただければと思います。

また、11月12日に安曇野市にて、国民健康保険運営協議会委員等研修会が開催されます。市の公用車を用意いたしますので、参加される方はFAX等でご連絡ください。参加される方は、改めてご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

[林会長] それでは、12月2日に迫っている健康保険証の新規発行停止について説明がありました。また研修会の予定につきましてお知らせがありました。

これにつきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

[〇〇委員] マイナンバーカードの件ですが、持っていない方にお話を聞くと、マイナンバーカードの取得に行く時間がない、会社に出張窓口が来てほしい、商業施設で土日に来てくれたら等、取得したくないわけではないが、取りに行くまでのハードルが高いという意見が多いです。

ここで保険証がなくなってしまうと、皆さん受診ができなくなってしまうので、市としてマイナンバーカードの取得に関して尽力いただければありがたいと思っております。

[城田部長] マイナンバーカードの取得受付については、市民生活課で行っております。以前も大型商業施設や夜間、休日の窓口を開設し受付しておりました。現在も平日の夜間の窓口や、月に1回程度ですが時間を区切って休日も対応しております。

もし取得を希望される方がいましたら、市民生活課の方にお問い合わせいただければ、ご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

[林会長] その他よろしいでしょうか。事務局から報告がありました今後の予定については、運営協議会として了承したということによろしいでしょうか

－異議なしの声－

◎閉会の宣言

[林会長] それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了となりましたので、私の任はこれで終了とさせていただきます。皆様、ご協力ありがとうございました。

閉会 午後8時05分

令和6年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____